

よくあるご質問

中小企業倒産防止共済契約約款等の一部改正について

Q1. 貸付制度や脱退時の解約手当金について、変更はありますか？

A1. 本改正に伴う変更はございません。

Q2. 必要な手続きはありますか？

A2. 本改正に伴うお手続きは不要です。

Q3. 「原則として預金口座振替に統一する」とは、どのような意味ですか？

A3. 中小企業倒産防止共済では、掛金納付方法として、預金口座振替、委託団体払いがございますが、委託団体払いを廃止し、預金口座振替に統一することを目的としております。現在、預金口座振替で掛金納付をされている契約者様には影響はございません。